

# 埼玉県補助金 授業料軽減補助のお知らせ



埼玉県のマスコット コバトン

(県外全日制高校通学生用)

○補助対象となる方は、直接、埼玉県学事課高等学校担当に申請してください。  
(今年度は就学支援金制度開始に伴う経過措置として、平成23年4月1日現在、満19歳以下の、高校3年生の方のみが補助対象です。高校1・2年生の方は補助対象外となります。)

## 補助金を受けることができる方は？

ご自分の世帯が補助金を受けることができるか？下図を使って確認してみてください。

Q1

生徒は高校3年生で、生徒と保護者がともに埼玉県に居住していますか？

YES

NO

補助を受けることはできません。  
ただし、保護者が単身赴任で一時的に県外に住んでいる場合は、Q2へ。

Q2

就学支援金を受給しても「授業料負担」がありますか？  
(授業料全額の補助・免除を受けている方は「NO」へお進みください)

YES

NO

就学支援金を受給していない方はYesへお進みください。

補助を受けることはできません。

Q3

「生活保護」を受けていますか？

YES

NO

P.2②の「生活保護世帯」を御覧ください。

「Q4」へお進みください。

Q4

「市町村民税所得割額」は非課税ですか？

YES

NO

P.3③の「市町村民税所得割非課税世帯」を御覧ください。

P.2①の「市町村民税所得割基準額表」を御覧ください。

上記に該当しない方は「家計急変世帯」(P.4④)を御覧ください。



コバトン

## ① 平成23年度「市町村民税所得割額」が基準に当てはまる世帯

保護者（＝親権者）の平成23年度市町村民税所得割額の合計額が基準額表の金額以下であれば、補助金を受けることができます。

### 市町村民税所得割基準額表

- (1) まず、「世帯の市町村民税所得割額」を確認してください。  
課税証明書に記載されています。P.3「市町村民税所得割額の見方」を御参照ください。

世帯の市町村民税所得割額	保護者の市町村民税所得割額	保護者（配偶者）の市町村民税所得割額
_____円	= _____円	+ _____円

- (2) 次に、「世帯人数」を確認してください。

世帯人数 = 親権者 _____人	親権者が税法上扶養する人数（生徒が税法上の扶養に入っていない場合は+1とする）
= ( _____人 + _____人 )	

例えば、夫婦共働きの4人世帯（父、母、兄、生徒）で、父親が生徒を扶養し、兄は就職して両親の扶養から外れている場合、世帯人数は兄を除く「3人」になります。

また、一緒に暮らしてはいないが、祖父母を扶養しているという場合、扶養している祖父母の人数を足して計算してください。

- (3) ご自分の世帯の市町村民税所得割額が下記の基準額表に該当するか確認してください。  
※保護者が失職、死亡、離婚等となった場合は、P.4④の「家計急変世帯」を御覧ください。

### 市町村民税所得割基準額表

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準 I	18,900円 以上	18,900円 以上	18,900円 以上	18,900円 以上	18,900円 以上	18,900円 以上
	41,100円 以下	63,700円 以下	80,900円 以下	91,700円 以下	96,300円 以下	103,000円 以下
授業料 補助金額 (年額)	(160,000円) - (国の就学支援金受給額)					

※就学支援金を受給していない方は、就学支援金受給額を「118,800円」に置き換えて額を算出します。

※所得割額が18,900円未満（非課税を除く）の方は、就学支援金受給額が160,000円を上回るため、埼玉県からの補助はありません。

### 添付書類

P.6「埼玉県に提出する書類」1～4

## ② 生活保護世帯

### 添付書類

P.6「埼玉県に提出する書類」1、2、4

+

生活保護受給証明書（福祉事務所長が発行したもの）

※ 受給証ではありませんので、御注意ください。

※ 受給対象となる世帯全員について証明されているものがが必要です。

授業料補助金額（年額）

(250,000円) - (国の就学支援金受給額)

※就学支援金を受給していない方は、就学支援金受給額を「118,800円」に置き換えて額を算出します。

# 市町村民税所得割額の見方

※特別徴収税額通知書での申請はできません。ただし、給与所得のみの場合、市町村民税所得割額の確認ができます。

## 「課税証明書」の場合

※ 市町村窓口で取得してください。

※ さいたま市にお住まいの方は「所得証明書」になります。

配偶者控除の欄が空欄、配偶者特別控除の欄に金額が記載されている場合は、配偶者の課税証明書が必要となります。

また、控除対象配偶者の有無欄が「有」の場合でも、収入が100万円を超える場合は課税されますので、その場合は、課税証明書が必要となります。

平成23年度課税証明書			〇〇第〇〇〇号	
賦課期日現在の住所及び氏名				
平成22年分の所得の内容		所得控除の内容		平成23年度 市・県民税
給与収入		社会保険料控除		市所得割
公的年金等収入		生命保険料控除		市均等割
給与所得		損害保険料控除		県所得割
(以下余白)		配偶者控除		県均等割
		配偶者特別控除		年税額
		扶養控除		平成23年度課税標準額
		基礎控除		総所得分
		(以下余白)		分離課税分
所得の種類		所得控除の合計		控除対象配偶者の有無
		繰越控除		特定同居老親
				一般普通障害
				老人
所得の合計				

この欄に記載されている金額が「市町村民税所得割額」です。

この欄に扶養親族の状況が記載されています。

## 平成23年度高等学校等就学支援金（変更）交付決定通知又は支給額決定通知の見方

都道府県又は学校設置者から配布される書類です。就学支援金の年間の受給額が毎月ごとに分かれて記載されています。本通知の写しを提出してください。

(生徒氏名) 殿 例 平成23年〇月×日

都道府県知事 印

平成23年度高等学校等就学支援金(変更)交付決定通知

1 交付決定額 133,650円

2 交付決定額内訳

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
14,850	14,850	14,850	9,900	9,900	9,900
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900

3 学校法人〇〇学園

最新の日付の書類を提出してください。

## ③ 市町村民税所得割非課税世帯

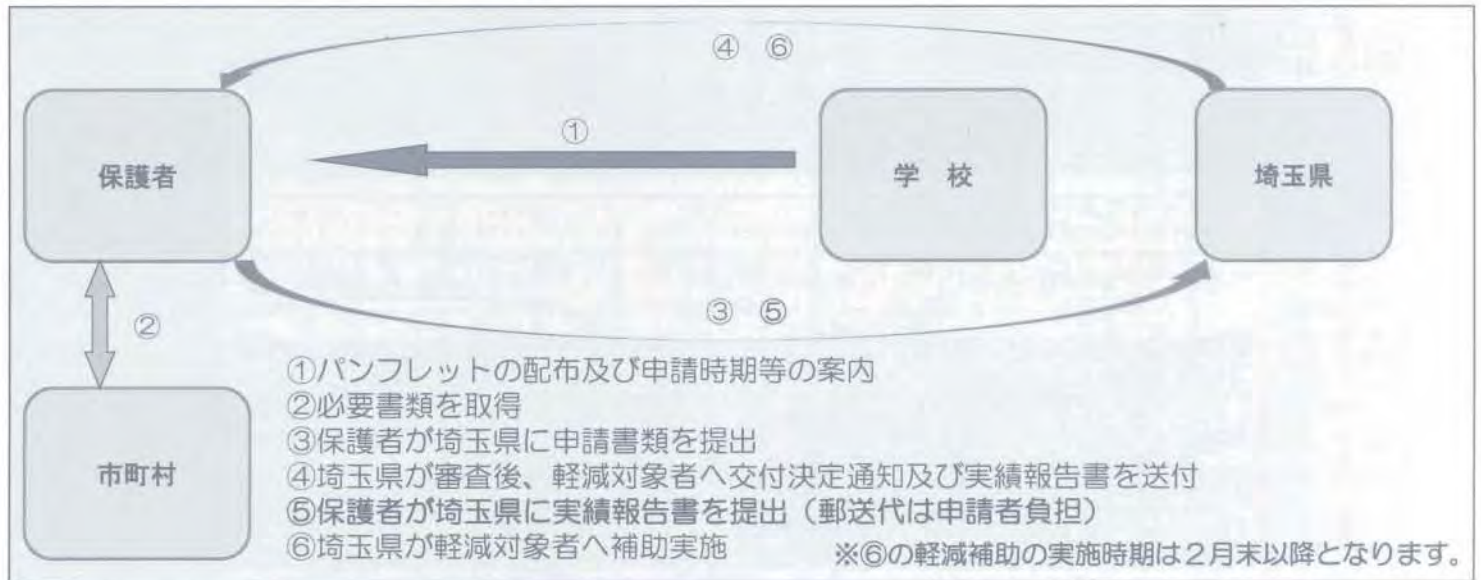
### 添付書類

P.6「埼玉県に提出する書類」1~4

授業料補助金額（年額）
(250,000円) - (国の就学支援金受給額)

※就学支援金を受給していない方は、就学支援金受給額を「118,800円」に置き換えて額を算出します。

## 申請から補助までの流れ



## 埼玉県に提出する書類

※後日提出が必要になる書類は除いています。  
 追加で提出を要する書類が発生した場合は、別途連絡します。

	提出書類	備考
1	平成23年度私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付申請書（提出用） （複写の「控え」はご家庭で保管してください）	振込口座は、申請者名義の個人口座を記入してください。 申請書下部の「署名欄」に記載漏れがないようにしてください。
2	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） 外国人の場合は「外国人登録原票記載事項証明書」	原本を提出してください（兄弟姉妹が申請する場合、1人分はコピーで可）。
3	平成23年度に係る ①保護者の（非）課税証明書 ②保護者（配偶者）の（非）課税証明書 ※市町村民税所得割額と扶養人数の両方の記載があるものに限り。片方でもわからないものがある場合は認められません。	P.3に見本があります（兄弟姉妹が申請する場合、1人分はコピーで可）。 ※さいたま市は「所得証明書」です。その他の市町村は窓口で確認してください。
4	「平成23年度高等学校等就学支援金（変更）交付決定通知又は支給額決定通知」の写し	P.3に見本があります。 複数ある場合、通知日が最も遅い書類を提出してください。
5	その他必要と認められる書類	

## 申請期間

平成23年9月26日（月）～平成23年11月11日（金） ※消印有効  
 （家計急変世帯の場合は、平成24年3月2日までに埼玉県学事課に申請してください）

## 申請書類の提出先

〒 330-9301  
 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎3F  
 埼玉県総務部学事課 高等学校担当

※申請書類（申請書+添付書類）は、左記まで郵送してください。  
 ※郵便局の窓口で「簡易書留郵便」としてお出しください（郵送代は申請者負担）。  
 ※「角2（A4）サイズ」の封筒に折らずに入れてください。

## お問合せ先

埼玉県総務部学事課高等学校担当：048（830）2725

## お問合せ時間

平成23年7月15日～平成23年9月15日：8時00分～16時45分  
 それ以外の期間：8時30分～17時15分